

美術館システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札公告

山梨県立美術館が発注する美術館システム機器等の賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年5月27日

山梨県立美術館副館長 和光達夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

美術館システム機器等 一式

(2) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60ヶ月）

(3) 設置場所

山梨県立美術館（山梨県甲府市貢川1-4-27）

(4) 仕様等

仕様書で定めるとおり

2 事務を担当する所属

山梨県立美術館 総務課

〒400-0065 山梨県甲府市貢川1-4-27

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く）

④営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

⑤資格審査の申請を行う日が属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること（入札参加を希望する者で本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者は、事前に出納局管理課に資格審査申請書を提出し審査を受けること。）。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（所在地） 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） 055-223-1395

(4) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間に、国及び地方自治体（公団等含む）と、コンピューター関連機器リースに係る業務の契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを確実に履行していること。

なお、長期継続契約の場合には、2年以上の期間にわたり継続中で、支障なく履行している契約を含めるものとする。

(5) 調達をする賃貸借物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができること。物品を納入した後、山梨県立美術館副館長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、入札参加資格の確認で受け明らかにした者であること。

(6) その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和7年6月3日（火）までの日（山梨県立美術館設置及び管理条例に定める美術館の休館日（以下「休館日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年6月3日（火）までの日（休館日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2の場所において交付する。

交付を希望者は、別紙「入札説明書の交付について」に必要事項を記入して提出すること。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札説明会について

実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

①日時 令和7年6月19日（木）午後1時30分

②場所 山梨県甲府市貢川1-4-27

山梨県立美術館 会議室

(6)入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- ①一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
- ②この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ④①から③までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(8)落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1)入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

(2)契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3)契約書作成の要否 要

(4)違約金の有無 有

(5)前払金の有無 無

(6)その他

- ①落札者が契約締結までの間に、3に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする

- ②詳細は、入札説明書による。

- ③問い合わせ先

山梨県立美術館総務課

電 話 055-228-3322

FAX 055-228-3324

ファックスを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。